

令和4年7月5日
新幹線・交通対策監室
交通政策課
担当者：神佐
内線：3708

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の受付開始について

新型コロナウイルス感染症による利用者の減少に加え、昨今の燃料価格の高騰により、さらなる経営困難に直面しているバス事業者及びタクシー事業者の事業継続を支援するため、これら事業者が保有する車両の台数に応じた支援金を交付することとし、本日、申請受付を開始しましたので、お知らせします。

記

1 支援金の概要

対象事業者	交付対象車両	交付額 (1台あたり)
乗合バス事業者 (一般乗合旅客自動車運送事業者)	次の路線等の運行の用に供する車両 ・ 高速バス、特急バス、小松空港連絡バス ・ 定期観光バス、周遊観光バス、その他主に観光を目的とするバス	15万円
貸切バス事業者 (一般貸切旅客自動車運送事業者)	貸切バス事業の用に供する車両	15万円
タクシー事業者 (一般乗用旅客自動車運送事業者)	タクシー事業の用に供する車両 (福祉輸送限定車両は除きます。)	5万円

※対象事業者は、県内に営業所を有する一般旅客自動車運送事業者のうち、令和4年7月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施しており、かつ交付申請日以降も事業を継続する予定の事業者に限ります。

2 申請について

受付期間 令和4年7月5日（火）から同年8月5日（金）【消印有効】まで

申請先 石川県新幹線・交通対策監室交通政策課

※郵送、持参又は電子メールで受け付けます。

3 その他

- ・事業の詳細は、新幹線・交通対策監室交通政策課ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/shink/shienkin.html>

- ・申請様式については、同ホームページからダウンロードできるほか、(公社)石川県バス協会、(一社)石川県タクシー協会、金沢個人タクシー協同組合にも順次配置する予定です。